公益的施設等整備基準一覧

建築物

整備箇所		整備基準の内容	病院・診療所（病室を有するもの）	児童・老人福祉施設等	学校（専修学校・各種学校を含む）	集会場・公会堂・公民館	図書館・博物館・美術館等	銀行・信用金庫・信用組合・農協等の店舗	ガス事業・電気事業・電気通信事業の店舗	官公庁庁舎	火葬場・公衆便所	百貨店・マーケット・物販店・飲食店	クリーニング所・理容所・美容所等のサービス業の店舗	自動車車庫（機械式駐車場は除く）	公衆浴場	劇場・観覧場・映画館・演芸場・遊技場	展示場	ホテル・旅館等	スポーツの練習場・体育館・ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場	事務所	工場	共同住宅	寄宿舎	複合用途建築物	
	特定施設の規模		すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	2000㎡以上	3000㎡以上	51戸以上	51室以上	2000㎡以上	
1 出入口	直接地上へ通じる出入口のうちの1以上の出入口	①幅は、内法を80cm以上 ②戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過可能 ③車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●（共用のものに限る）	●	●	
	駐車場へ通じる出入口のうちの1以上の出入口	①幅は、内法を80cm以上 ②戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過可能 ③車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●（共用のものに限る）	●	●	
	各室の出入口のうちの1以上の出入口	①幅は、内法を80cm以上 ②戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過可能 ③車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●（共用のものに限る）	●	●	床面積の合計が2000㎡未満の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く
2 廊下等	廊下	①表面は滑りにくい仕上 ②段の構造 手すりの設置 回り段の禁止 表面は滑りにくい仕上 段は識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●（共用のものに限る）	●	●	
	直接地上へ通じる出入口又は駐車場へ通じる出入口から各室の出入口に至る経路のうちの1以上の経路	①幅は、内法を1.2m以上 ②床端又は50m以内毎に車いす転回スペースの確保 ③高低差がある場合 傾斜路等の設置 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 ④傾斜路等の構造 幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上） こう配は1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下） 高低差75cm以内毎に踊場1.5m以上の踊場の設置 手すりの設置 表面は滑りにくい仕上 識別しやすい傾斜路 ⑤各出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分の水平の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●（共用のものに限る）	●	●	
	出入口から情報提供を行う場所までの経路	誘導用床材の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	●	
	傾斜路	①幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上） ②こう配は1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下） ③高低差75cm以内毎に踏幅1.5m以上の踊場の設置 ④手すりの設置 ⑤表面は滑りにくい仕上 ⑥識別しやすい傾斜路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●（共用のものに限る）	●	●	
		⑦傾斜路の上端に近接する廊下及び踊場に注意喚起用床材の敷設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	●	
3 階段	直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段	①手すりの設置 ②主たる階段に回り段の禁止 ③表面は滑りにくい仕上 ④段は識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造 ⑤階段の上端に近接する廊下及び踊場に注意喚起用床材の敷設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●（共用のものに限る）	●	●	学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合は主たる階段とする
4 エレベーター	直接地上へ通じる出入口がない階を有する公益的施設等で床面積の合計が2,000㎡以上のものに設置するエレベーター	①かごの床面積は1.83㎡以上 ②かごの奥行きは、内法を1.35m以上 ③かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないもの ④かごの停止階、現在位置の表示装置の設置 ⑤音声で到着階、戸の閉鎖を知らせる装置の設置 ⑥かご及びエレベーターの出入口の幅は内法を80cm以上 ⑦かご内及び昇降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置（かご内に1以上のインターホンの設置） ⑧視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置 ⑨かご内の左右両面の側板に、手すりの設置 ⑩かご内に、戸の開閉状態を確認する鏡の設置 ⑪かごの出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に静止できる装置の設置 ⑫昇降ロビーの幅及び奥行は1.5m以上 ⑬昇降ロビーに、音声で昇降方向を知らせる装置の設置	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	●	

整備箇所		整備基準の内容	病院・診療所（病室を有するもの）	児童・老人福祉施設等	学校（専修学校・各種学校を含む）	集会場・公会堂・公民館	図書館・博物館・美術館等	銀行・信用金庫・信用組合・農協等の店舗	電気事業・電気通信事業・ガス事業の店舗	官公庁庁舎	公衆便所	百貨店・マーケット・物販店・飲食店	クリーニング所・理容所・美容所等のサービス業の店舗	自動車車庫（機械式駐車場は除く）	公衆浴場	劇場・観覧場・映画館・演芸場・遊技場	展示場	ホテル・旅館等	スポーツの練習場・体育館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場	事務所	工場	共同住宅	寄宿舎	複合用途建築物	
		特定施設の規模	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	2000㎡以上	3000㎡以上	51戸以上	51室以上	2000㎡以上	
5 便所	1以上の便所	①車いす使用者用便房の設置 ②腰掛便座の設置 ③手すりの設置 ④出入口の幅は、内法を80cm以上 ⑤出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 ⑥出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止 ⑦車いす使用者用便房を設置した旨を適切な方法で表示 ⑧高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置 ⑨床置式で両側に手すりが適切に配置されている小便器の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6 客席	車いす使用者用客席	設置	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	固定式の客席を設ける場合
	構造	①幅は90cm以上、奥行は1.4m以上 ②客席前面・側面に落下防止柵の設置	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	
	車いす使用者用客席に至る経路の構造	①幅は内法を1.2m以上（段併設の場合は90cm以上） ②こう配は1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下） ③高低差75cm以内毎に踊幅1.5m以上の踊場の設置 ④手すりの設置 ⑤表面は滑りにくい仕上	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	
	表示	車いす使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	－	－	
7 シャワー室更衣室及び	構造	①出入口の幅は内法80cm以上 ②出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 ③出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止 ④床面は滑りにくい構造 ⑤区画を設けない場合は、手すりを設置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	
	区画の構造	①出入口の幅は内法80cm以上 ②手すりの設置 ③シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	
8 浴室	浴室	設置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	共同の浴室を設ける場合
	構造	①脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法を80cm以上 ②出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 ③出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止 ④床面は滑りにくい仕上 ⑤脱衣室、洗い場及び浴槽に、手すりの設置 ⑥水栓器具は、操作が容易なもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	
9 寝室		①出入口の幅は、内法を80cm以上 ②出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 ③出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止 ④便所の構造は、5と同じ ⑤浴室の構造は、8と同じ ⑥室内は車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積の確保	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●	－	－	－	－	－	－	
10 及び配膳台カウンター		①車いす使用者の利用に配慮した高さ ②下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
11 公衆電話台		①車いす使用者の利用に配慮した高さ ②下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12 改札口及びレジ通路		①幅は、内法を80cm以上とし、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 ②車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

整備箇所		整備基準の内容	病院・診療所（病室を有するもの）	児童・老人福祉施設等	学校（専修学校・各種学校を含む）	集会場・公会堂・公民館	図書館・博物館・美術館等	銀行・信用金庫・信用組合・農協等の店舗	ガス事業・電気事業・電気通信事業の店舗	官公庁	公衆便所	百貨店・マーケット・物販店・飲食店	クリーニング所・理髪所・美容所等のサービス業の店舗	自動車車庫（機械式駐車場は除く）	公衆浴場	劇場・観覧場・映画館・演芸場・遊技場	展示場	ホテル・旅館等	スポーツの練習場・体育館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場	事務所	工場	共同住宅	寄宿舎	複合用途建築物
特定施設の規模			すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	2000㎡以上	3000㎡以上	51戸以上	51室以上	2000㎡以上
13 券売機		①金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できる高さ等 ②点字による表示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14 案内標示		①高さ、文字の大きさ等の、高齢者・障害者等への配慮 ②点字による表示 ③車いす使用者用便所を設けた場合の表示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15 駐車場	車いす使用者用駐車施設	設置	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	●
	構造	①車いす使用者用駐車施設へ通じる出入口に近い位置に設置 ②幅は3.5m以上 ③車いす使用者用駐車施設である旨の見やすい表示	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	●
	車いす使用者用駐車施設に至る通路の構造	①表面は滑りにくい仕上 ②段の構造〈手すりの設置／回り段の禁止／表面は滑りにくい仕上／段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造〉 ③排水溝の構造〈車いす使用者が通過する際に支障がない構造／車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない溝ぶたの設置〉 ④1以上の通路の構造〈幅員は、1.2m以上／高低差がある場合の措置〈傾斜路の設置／車いす使用者用特殊構造昇降機の設置〉／傾斜路等の構造〈幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）／こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）／高低差75cm以内毎に踏幅1.5m以上の踊場の設置／手すりの設置／表面は滑りにくい仕上／識別しやすい傾斜路〉〉	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	●
16 敷地内の通路	表面	滑りにくい仕上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	段の構造	①手すりの設置 ②回り段の禁止 ③表面は滑りにくい仕上 ④段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排水溝の構造	①車いす使用者が通過する際に支障がない構造 ②車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない溝ぶたの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	道等又は車いす使用者用駐車施設に至る1以上の通路の構造	①幅員は1.2m以上 ②高低差がある場合の措置〈傾斜路等の設置／車いす使用者用特殊構造昇降機の設置〉 ③傾斜路等の構造〈幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）／こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）／高低差75cm以内毎に踏幅1.5m以上の踊場の設置／手すりの設置／表面は滑りにくい仕上／識別しやすい傾斜路〉	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	直接地上へ通じる出入口から道等に至る1以上の通路の構造	①誘導用床材の敷設又は音声誘導装置の設置等 ②車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	●